

オープンアクセスリポジトリ推進協会作業部会設置規程

2022年3月24日
オープンアクセスリポジトリ
推進協会運営委員会
改正2024年7月18日

(総則)

第1条 「オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程」の第6条及び「JAIRO Cloud共同運営本部規程」の第7条に基づき、「オープンアクセスリポジトリ推進協会（JP COAR）活動方針（2022-2026年）（以下「方針」という。）」の重点活動項目を推進するため、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）及びJAIRO Cloud共同運営本部（以下「共同運営本部」という。）に設置する作業部会について定める。

(設置する作業部会)

第2条 方針の重点活動項目に基づく次の3つのグループに対応する作業部会のうち（1）～（5）を委員会の下に、（6）を共同運営本部の下に設置する。

(コミュニティグループ)

- (1) 広報・普及作業部会
- (2) イベント運営作業部会

(コンテンツグループ)

- (3) コンテンツ流通促進作業部会
- (4) 研究データ作業部会

(システムグループ)

- (5) システム開発・連携作業部会
- (6) JAIRO Cloud作業部会

2 委員会は、必要に応じて、時限的又は横断的な課題に係るタスクフォースを、委員会又は共同運営本部のもとに設置できるものとする。

(コミュニティグループ)

第3条 機関リポジトリコミュニティの活性化のために、会員機関相互の情報・ノウハウ共有の強化と人材育成に取り組む。

(コンテンツグループ)

第4条 学術成果の普及・利活用を促進するために、会員機関が公開するコンテンツの多様化と利活用に取り組む。

(システムグループ)

第5条 会員機関とともに、JAIRO Cloud を国立情報学研究所と共同運営し、また、機関リポジトリの維持・発展に取り組む。

(作業部会の運営)

第6条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の審議を経て作業部会主査（以下「主査」という。）が策定し、第2条（1）～（5）の作業部会においては委員会の、第2条（6）の作業部会においては共同運営本部の承認を得るものとする。

2 第2条（1）～（5）の作業部会主査は委員会において、第2条（6）の作業部会主査は共同運営本部において、作業部会の活動状況を報告するものとする。

3 主査は、作業部会員から副主査を指名することができる。

4 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(庶務)

第7条 各作業部会の庶務は、協会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年3月13日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年3月24日に改正し、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年7月18日に改正し、2024年8月1日から施行する。